

令和 7 年度事業計画について

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 31 日

近年の急速な高齢化は農山村における農業・林業の担い手不足による生産力低下や、集落機能の維持においても大きな課題となっている。

農業については、担い手の生産性向上に必要な農地の集積・集約に加え、スマート農業技術の普及・定着が喫緊の課題である。また、地域連携による労働力補完を行う農福連携や企業の農業参入、半農半 X などの多様な取り組みや、地域総意により計画する地域計画の策定・実行などの農村・地域づくりが求められている。

林業については、主伐・間伐等の森林管理を通じた公益的機能の適正な維持と経済性を確保するための適地絞り込み、作業道開設、高性能林業機械等を体系的に結び付けた森林整備等が重要となっている。

このような状況に対応するため、当機構は、県、市町、農業委員会、J A、森林組合等との連携をより強化しつつ、効率的・効果的な業務執行により、農山村における農業・林業を中心とする課題解決に向けて取組を強化する。

なお、分収造林事業は県で議論・整理された「分収林地を含む森林管理のあり方検討委員会」や「県政改革調査特別委員会」における県計画案に基づき適正に対応していく。

1 農村地域づくり・農業の担い手育成事業（定款第 4 条第 1 項第 1 号、2 号）

農業・農村の維持発展のため、県・市町からの要請に応じ、地域の話し合いの場づくりや農村型地域運営組織（農村 RMO : Region Management Organization）の形成支援を通じて住民の本音を洗い出し、将来ビジョンの作成等をコーディネートできる人材育成などにより、農村地域づくりを支援する。

また、ひょうご就農支援センターを核に、新規就農者の確保・育成や担い手のさらなる経営発展のための支援により農業の担い手育成を行うとともに、活用可能な農地と新規就農者とを結びつけるなど、地域全体での農地の有効活用を促進する。

（1）農村地域づくり事業

〔事業費：25,074 千円〕

ア 農村地域づくり支援事業

地域の特徴を生かした農村地域づくりへの市町の取り組みを支援するため、地域に寄り添い地域の将来像をサポートする人材の育成支援を行うとともに、市町が地域の将来計画を策定するにあたり、①当機構の各種事業等を一体的に活用する提案、②地域の課題に応じた専門家の斡旋、③担い手不足の地域への新たな担い手の参入誘導など、農村地域づくり及び農業の担い手を育成する。

区 分	事 業 内 容
農村地域づくり支援	地域住民個々の思いを反映させた将来ビジョンの作成支援や、その実現に向けた活動をコーディネートできる人材育成を支援 ・ 農村地域づくりの取組支援：6 地域 ・ 農村地域づくりコーディネート力養成講座
棚田地域への支援	棚田地域の課題に応じた専門家の斡旋や交流活動を支援 ・ 棚田地域の振興計画の作成を支援する専門家派遣（20 回） ・ 棚田地域の交流・学習会

イ 都市農村等交流事業

都市と農村の交流を促進するため、ボランティア活動の受け入れを希望する地区等（「ふるさとむら」）に対し、農村ボランティアの募集等の活動支援を行う。

・農村ボランティア募集・登録：５０名

ウ 農福連携推進事業

地域の担い手不足がさらに進行するなか、多様な人材の農業参画を図るとともに、障害者の社会参画を実現する取組として「農福連携」に取り組む。

区 分	事 業 内 容
相談及びマッチング	・ 農業者からの相談対応（２０件） ・ 農福連携を希望する農業者と福祉事業所等をマッチング（５件）

（２）農業の担い手育成事業

〔事業費：１４９，０６８ 千円〕

ひょうご就農支援センターを核に新規就農者の確保・育成や担い手のさらなる経営発展のための支援事業に取り組むことにより、就農から経営の確立まで、農業経営体の経営発展段階に応じた支援を行う。

（農業後継者育成事業積立資産活用事業は【積立資産】と表記）

ア 新規就農者確保・育成推進事業

新規就農者への就農に関する相談や各種支援事業の情報提供を行うほか、担い手となる者への地域への溶け込みや関係機関の就農支援に要する経費への支援等、新規就農者の確保・育成のための支援事業に取り組む。

区 分	事 業 内 容
ひょうご de 就農サポート事業	県内外での就農相談会等の実施 ・ 就農希望者セミナー（１回） ・ 県外での臨時就農相談窓口の設置や説明会等（２回） ・ 農業高校生・農業大学校生で雇用就農を希望する者と経営者のマッチングを図る農業法人就職相談会等（２回）
農業入門講座 in 駅前	農業や就農に関心のあるサラリーマン等を対象に農業の基礎的知識が習得できる研修を実施 ・ 平日夜間コース：６回/期×２期 ・ 休日昼間コース：６回/期×２期
ひょうごの農トライアル事業	新規就農相談者で農業体験を希望する者を対象に、県内の優れた指導農家の下で行う短期・中期のインターンシップ研修を支援 ・ 短期５日×４０名、中期１５日×４５名 合計８５名
新規就農コーディネート強化事業	地域の新規就農者へ実情に応じた技術支援、現地視察を開催 ・ プロジェクト活動支援（２６回）
地域の担い手定着応援事業	新規就農者の確保につながる支援プランの策定や農業情報発信サイト等を活用した情報発信 ・ 新規就農者と指導する農家とをマッチング支援するとともに、地域ぐるみの支援プランの策定（５件）

区 分	事 業 内 容
青年農業者育成指導事業	農業青年クラブ活動への支援 ・ 青年農業者技術交換大会 ・ 農業高校生等の集い ・ 農業高校生等の就農への意識調査
高校生等就農講座 開催事業 【積立資産】	農業高校生等に対し地域の青年農業士等による就農に向けた講演、農場視察等を行い、将来の就農に向けた意識啓発を実施(農業関係高校等12校)
若手地域農業リーダー育成研修事業 (海外派遣) 【積立資産】	農業高校生等を海外に派遣し、国際的な視野・農業知識等を修得させ将来の地域農業リーダーを育成(派遣先：ブラジル連邦共和国、参加人数：研修生10名、引率指導者等2名)
地域協議会事業 【積立資産】	地域の事情に応じた若手農業後継者育成対策を展開するため、地域協議会に委託して事業を実施(11協議会)
農業後継者育成モデル事業 【積立資産】	地域の関係機関と連携して、農業技術と経営に関する実践的な研修を行う研修実施者を支援(1箇所、助成額5,000千円以内)
企業の農業参入推進事業	企業の参入ニーズに応じて、様々な手法提案と地域とのマッチングにより地域農業への参入を支援(20社)
農業の経営継承推進事業(新規)	畜産や果樹、施設園芸分野の経営体、及び集落営農組織への経営継承の様々な手法の提案や就農を支援(10経営体)

イ 担い手の経営発展事業

企業の経営管理などの知識を有する農業経営体を養成し、地域の担い手となる認定農業者、リーダーを育成するとともに、集落営農組織等の経営基盤強化を図る。

また、担い手の経営の安定・発展を図るため、農業後継者育成事業積立資産を活用した経営発展に資する事業に取り組む。

区 分	事 業 内 容
若手農業者総合対策事業 【積立資産】	青年農業者の育成と地域農業の活性化を図るとともに、新規就農者確保・育成のための環境を醸成 ・ 青年農業士会活動支援 : 青年農業士会員88名 ・ 農業青年クラブ等活動支援 : 22団体
青年農業士の認定	青年農業士の認定(認定者数20名程度)(隔年実施)
農業後継者等ビジネスリーダー育成支援事業 【積立資産】	
農業後継者等海外長期研修支援事業	地域農業リーダーの資質を醸成するため、海外で1年以上先進的・近代的な農業を体験する実践研修に支援(2名)
農業後継者等海外派遣事業	経営の高度化・多角化を目的に、海外輸出や6次産業化など新たなビジネス展開のため、欧州、アジア等での市場調査等を支援(5名)

区 分	事 業 内 容
農業後継者経営発展事業【積立資産】	
親元新規就農者 早期経営安定支援	地域農業の中心となる担い手である認定農業者の後継者として親元就農する新規就農者の就農開始と早期安定を支援（15名） 〔対象者：就農5年以内の親元新規就農者（50歳未満）〕 〔補助率：1/2以内 上限1,500千円〕
若手農業後継者 経営安定化促進 支援	新規就農者から認定農業者にステップアップし地域農業の担い手を目指す若手農業者の経営の安定・発展を支援（5名） 〔対象者：50歳未満の認定農業者〕 〔補助率：1/2以内 上限1,000千円〕
青年農業士等経営 発展支援	次代の県農業を担う青年農業士の規模拡大や生産性向上、先進的な取組み等さらなる経営発展を支援（5名） 〔対象者：青年農業士等〕 〔補助率：1/2以内 上限3,000千円〕
ひょうご農業MBA塾 開設事業	企業家的感覚で農業経営のモデルとなる農業経営体を養成するため、専門性の高い内容の「ひょうご農業MBA塾」を開催（受講生10名、講義13回）
農業経営法人化支援 総合事業	集落営農組織等の法人化や組織運営等の経営相談への対応 ・経営相談会（2回） ・重点指導農業者の決定（50経営体） ・重点指導農業者への専門家派遣（60回）
雇用就農資金	雇用就農資金を活用して新規就農者を雇用し研修を行う農業法人等への現地確認や現地指導を実施（延べ160経営体）
集落営農組織力強化 支援事業	集落営農の法人化や広域化等による経営強化、後継者育成と円滑な経営承継のための研修会や個別相談会等を開催（研修会2回、個別相談会1回）

2 農地の有効活用推進事業（定款第4条第1項第3号）〔事業費：268,212千円〕

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して農地の集積・集約化を図るため、農地中間管理事業による農地の貸借や特例事業による農地の買入・売渡、資金貸付による農作業受託を推進する。

また、地域計画の実行を支援するため、担い手と自給的農家等が地域全体で農地活用を行う「いきいき農地バンク方式」の普及啓発をはじめ、農地中間管理事業の積極的な活用を呼びかける。

（1）農地中間管理事業

「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、県知事から農地中間管理機構の指定を受け、規模縮小する農業者の農地の規模拡大をめざす認定農業者や集落営農法人、農業参入企業等へ農地の集積・集約化を進める。

区 分	事 業 内 容
農地中間管理事業による農地の貸借	・規模縮小農業者等から担い手への農地貸借の仲介(2,500ha) ・賃料の徴収・支払、契約の内容変更・解約・更新 ・中間保有期間中の農地の保全管理 ・遊休農地や所有者不明農地の活用
事業推進活動	・関係機関との連携強化（県や県域団との連携会議15回） ・事業制度やいきいき農地バンク方式の普及啓発（地域計画の実行に向けた事業活用の呼びかけ） ・市町等への業務委託（市町等40団体）
農地中間管理機構の運営	・農地バンク戦略会議等の開催（4回） ・評価委員会の開催（1回） ・担当者研修会等の開催（3回）、国や他府県との意見交換会等への参加による職員のスキルアップ

（２）農地中間管理機構の事業の特例（売買事業）等

規模縮小する農業者から農地を買入れ、規模拡大をめざす認定農業者等に売渡しを行うとともに、農作業受託で規模拡大をめざす認定農業者等に資金の貸付を行う。

区 分	事 業 内 容
農地中間管理機構の事業の特例（売買事業）	買 入 ： 3.0 h a （6件） 売 渡 ： 3.0 h a （6件）
農作業受託促進事業	継 続 ： 11.0 h a （2件） 新 規 ： 8.0 h a （2件）

3 農業委員会支援事業（定款第4条第1項第2号、3号、4号）〔事業費：59,514千円〕

「農業委員会等に関する法律」に基づき、県知事から指定を受けた農業委員会ネットワーク機構として、農地制度の適正執行や農地利用の最適化推進などにかかる農業委員会活動の支援等のため以下のとおり実施する。

（１）兵庫県農業会議関係事業

農業委員会支援を効果的かつ円滑に行うため、市町農業委員会長、農業団体役員等を会員とする兵庫県農業会議において、農業委員会ネットワーク業務の推進方針や事業実施計画の検討・提案等を行う。

区 分	回数	事 業 内 容
常任委員会	3回	農業委員会ネットワーク業務の推進方針、農業委員・農地利用最適化推進委員を対象とする会議・研修計画等の協議
農地委員会	12回	農地法に基づく農地転用面積30a超え案件等の審議
担い手・企画委員会	2回	農地・担い手対策等の効率的な実施方法の検討や農業・農村施策の改善意見等の協議

区 分	回数	事 業 内 容
農業委員会会長・事務局長会議	3 回	農業委員会ネットワーク業務の推進方針、農業委員会組織の活動方針等について協議
農業団体参事・事務局長会議	1 回	農業委員会ネットワーク業務の推進方針等について協議

(2) 農業委員会支援のための各種事業

農業委員・農地利用最適化推進委員を対象とした研修や農業委員会活動事例の収集・提供等を行い、農業委員会活動の強化を図る。

区 分	事 業 内 容
農業委員会活動強化事業	農業委員・推進委員等への各種研修・情報提供の実施 ・改選等農業委員・農地利用最適化推進委員研修会（7回） ・事務局職員研修会（3回） ・農地法基礎研修（2回） ・田畑売買価格等の情報収集・提供（2回）
農地利用効率化事業	農業委員会サポートシステムのデータ整備、利用促進を支援 ・システム研修会（2回）
機構集積支援事業	農地利用最適化推進のための農業委員会への研修等の実施 ・農業委員会地区別研修会（7回） ・女性委員交流研修会（2回） ・農地担当国会議（2回） ・農業委員会巡回支援（35回） ・地域計画内の所有者不明農地への対応支援（3地区）
耕作放棄地活用総合対策事業	農地パトロール等の支援 ・農業委員会による活動事例等の収集・提供（1回）
農業者年金事業	新規加入者確保のための研修会の開催や受給者管理等の支援 ・担当国会議・研修会（4回） ・加入推進特別研修会（1回） ・農業者年金制度説明会（7回）
農業・農業委員会活動活性化事業	農業施策・農地税制等に関する意見集約、要請活動等の実施 ・全国農業委員会会長代表者集会等への参加（2回） ・農業・農村施策に関する行政機関等への意見提出（1回） ・農業者団体等の活動支援（3回） ・都市農業研修会（1回）
情報提供推進事業	全国農業新聞等での農業・農業委員会関係の情報発信（24回）

4 「楽農生活」推進事業（定款第4条第1項第5号、第12号）

〔事業費：66,454千円〕

県からの指定管理（令和6年度から3年間）の2年目を迎え、県民の誰もが「農」に関する様々な体験や学習、実践を通じて、自然と親しみ、自然と共に生きることを実感しながら、食と「農」を楽しむことができる「楽農生活」をさらに推進する。

このため、民間参画事業者との連携による新たな体験イベントの企画やSNS等を活用した情報発信などにより、魅力ある楽農生活推進の拠点として、兵庫楽農生活センターの管理運営を行う。

（1）施設の概要

区 分	事 業 内 容
交流館	管理研修棟、レストラン棟、農産物直売所
農業体験関係施設	学校管理棟、ビニールハウス、きのこ館、果樹園、農機具展示庫、農場、加工施設棟 等

（2）民間参画事業者

兵庫楽農生活センターでは、民間事業者の参画のもとに「楽農生活」を推進するための各種事業を展開する。

法人・グループ名	事 業 内 容
株式会社ashimoka	食体験（レストラン）、野菜栽培体験、きのこ栽培体験
神姫バス株式会社	農産物直売
楽農生活地元実践グループ加工部会	農産物加工体験
兵庫農機販売株式会社	農機具展示、小型農機具のレンタル
老ノ口受託グループ	果樹栽培体験（ぶどうの学校）

（3）楽農生活センター事業の企画・広報等

ア 来園者増に向け、楽農生活実践方法の発信や農村文化に触れる体験機会の提供など県民ニーズに沿った魅力ある事業に取り組む。

イ 参画事業者による新たな事業等の実施などにより、施設の魅力アップを図る。

ウ ホームページや県広報紙、記者発表、民間参画事業者の広報媒体の活用等により施設の紹介や事業・イベント・市民農園等を広く周知するとともにフェイスブック、LINEや地域情報誌により情報を発信し、「楽農生活」の普及啓発に努める。

(4) 楽農学校等事業

農作物の栽培を生きがいとしたい人や仕事にしたい人（就農）に加え、農作物の自給等と他の仕事を組み合わせた生活スタイルを実現したい人向けの半農半Xコースを新設し、その目的に応じた知識や技術を習得できる「楽農学校」を実施する。

また、農作物栽培、加工、食などの体験・交流を支援する「楽農交流事業」等を実施する。

区 分		事 業 内 容	人員等
楽農学校事業	生きがい農業コース	生きがいとして農業を楽しみたいという人を対象に、基礎的な栽培技術が習得できる研修 また、受講生の相談にきめ細やかに応じるボランティアサポーターを設置	60名 上期 30名 下期 30名
	半農半Xコース（新規）	新しい生活スタイルである半農半Xなど、農業と他の仕事を組み合わせた働き方を目指す人（地域農業を支える多様な担い手）を対象に露地野菜を基本に水稻、施設野菜、果樹コースを組み合わせた栽培技術、農業機械、農業経営などを習得できる研修	30名
	就農コース	本格的な農業経営（慣行農法及び有機農法）を目指す人を対象に、学識者や農業実践者による指導や専用ほ場での栽培実習等総合的な知識や栽培技術、経営管理が習得できる研修	48名 21期 23名 22期 25名
	有機農業塾	有機農業の裾野を広げ、取り組む人を育てるための入門講座として、幅広く基礎的な栽培技術が習得できる研修	70名
楽農交流事業	親子農業体験教室	「農」への理解促進と自然とのふれあいを図るため、親子(家族)を対象とした教室 ・「コウノトリ育む農法」による田植えから稲刈りまでの稲作栽培 ・兵庫の特産品である黒大豆枝豆の栽培	140家族 稲 作:100家族 黒大豆枝豆:40家族
	農作物栽培体験	農作物に親しむイベントとして、果樹の栽培体験に加え、小麦やさつまいも等の栽培から加工までを一貫して取り組む体験、野菜等の栽培体験	2,000名
新規就農者確保事業		研修費等の確保のための「新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）」の申請等への支援	10名

5 分収造林事業（定款第4条第1項第6号、8号）

分収造林地（約2万ha）について、森林の適正管理に向け利用間伐や作業道開設を中心に取り組み、利用間伐に伴い発生する林地残材等を木質バイオマス燃料に活用するなど、安定的な県産材の供給と収益の確保を図る。

また、保育が必要な森林についても、森林の持つ公益的機能が最大限に発揮できるよう管理に努める。

なお、「県政改革調査特別委員会」等の報告を受け、弁護士や公認会計士等の専門家を交えて債務整理に向けた準備を行い、県と協議しながら経営改善の取組を進める。

（1）主間伐事業の実施

〔事業費：252,405千円〕

木材市況の動向、収益性を見極め、造林補助金制度を最大限に活用して利用間伐に取り組み、県産材の供給と収益確保を図る。

（2）作業道の開設等

〔事業費：186,780千円〕

高性能林業機械による立木の伐倒、集積、運搬など、主間伐作業の基盤となる作業道を開設する。

（3）保育事業の実施

〔事業費：37,554千円〕

再造林地の下刈りや保育間伐等の実施により、森林の適正な管理を行う。

【事業計画】

区 分		事 業 量	区 分		事 業 量
主 間 伐	主 伐	—	保 育	下 刈	1 0 h a
	利 用 間 伐	3 5 0 h a (3 0 0 h a)		除 伐	1 0 h a
作業道開設		6 3 , 0 0 0 m (5 4 , 0 0 0 m)		間 伐	1 0 0 h a
				枝 打	1 0 h a
				木 起	1 0 h a
				計	1 4 0 h a

（注）（ ）書きは外数で、令和7・8年度の2ヵ年施工分

6 県営分収育林事業（定款第4条第1項第7号、8号）

〔事業費：26,429千円〕

土地所有者の管理が行われず放置された生育途中のスギ・ヒノキ林を対象に分収育林契約を締結（約2,400ha）し、所有者に代わり、公益的機能と経済価値の高い100年生の森林を造成するため、間伐等の適正な森林管理を実施する。

区 分	事 業 量
利 用 間 伐	10ha
保 育 間 伐	20ha
作 業 道 開 設	1,000m

7 森林整備事業（定款第4条第1項第8号、11号）

森林の防災機能の強化を図るため、県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」事業の基本計画調査、整備造成工事を実施する。

（1）緊急防災林整備（溪流対策）

〔事業費：275,175千円〕

流木・土石流災害が発生する恐れのある危険溪流沿いの森林において、危険木除去や本数調整伐等、災害緩衝林整備を実施する。

区 分	箇所数	面積	事 業 内 容
基本計画調査	20	200ha	森林現況調査、森林整備計画、防災施設の配置計画の策定
整備造成工事	20	200ha	森林整備（危険木除去、本数調整伐、広葉樹の植栽）、簡易流木止め施設の設置 等

（2）里山防災林整備

〔事業費：518,000千円〕

山地災害の危険性の高い集落裏山において、人家への倒木の恐れのある危険木伐採や柵工等の簡易防災施設の設置等、里山林整備を実施する。

区 分	箇所数	面積	事 業 内 容
基本計画調査	20	200ha	森林現況調査、土壌調査、森林整備計画、防災施設の配置計画の策定
整備造成工事	20	200ha	森林整備（危険木伐採、本数調整伐）、簡易防災施設（柵工、土留工）の設置 等

（3）野生動物共生林整備

〔事業費：283,555千円〕

野生動物による農作物被害等が甚大な地域において、人と野生動物との棲み分けを図るバッファークーンの設置や広葉樹林整備を実施する。

区 分	箇所数	面積	事 業 内 容
基本計画調査	14	360ha	森林現況調査、動物痕跡調査、農作物被害調査、森林整備計画の策定
整備造成工事	14	360ha	バッファークーンの設置、森林整備（本数調整伐、広葉樹の植栽） 等

8 緑化事業（定款第4条第1項第9号、11号）

（1）緑化基金による森林の整備造成等事業

〔事業費：21,157千円〕

人工林の適正な管理や里山林の再生等をめざす「新ひょうごの森づくり」を推進するため、間伐や里山林整備等の事業を行う市町等に対して、緑化基金を財源とした補助金交付事務を実施する。

事業名	事業量	事業内容
「森林管理100%作戦」推進事業	1,000ha	間伐が必要な森林について、森林所有者等が負担する国造林事業の補助金残額に一部助成
住民参画型里山林再生事業	240ha	地域住民自らが行う里山林整備活動に要する資機材の購入経費等を一部助成
協働の森づくり推進事業	1式	県民の里山への理解、森を守り育てる若い世代の森づくり活動への参加を促進するため、「ひょうご里山フェスタ」イベントの運営経費を助成
企業の森づくり推進事業	1式	CSR活動として、企業等の団体が行う森づくり活動に対して、活動場所の斡旋、活動作業の指導等に要する経費を助成

（注）企業の森づくり推進事業は収益事業等（緑化推進助成事業）で実施

（2）受託事業

〔事業費：142,656千円〕

治山事業（保安林整備）や砂防事業（グリーンベルト整備）、森林環境譲与税等を活用した森林整備事業など、県や市町が実施する事業の調査・計画策定、設計積算業務を実施する。

区分		件数	事業内容
県	農林水産部 〔調査設計業務等〕	4	治山事業等の整備計画の調査・計画策定、設計積算業務
	土木部 〔調査設計業務等〕	3	砂防事業等の整備計画の調査・計画策定、設計積算業務、工事施工監理業務
	企業庁 〔保守管理業務等〕	1	企業庁所有区域内の樹木の管理
	小計	8	
市町等 〔調査設計業務等〕		9	森林環境譲与税等を活用した森林整備計画の調査・計画策定、設計積算業務、市町所有施設内の緑地や樹木の管理
計		17	

9 県有林等の管理等受託事業(定款第4条第1項第10号) [事業費：55,000千円]

県民の身近な森として利活用している県有林や、乱開発等を抑止するために県が取得した県有環境林において、林内の巡視や危険木伐採等の維持管理を実施する。

区 分	箇所数	面積
県 有 林 〔巡視・施設修繕 等〕	8	275ha
県 有 環 境 林 〔巡視・森林保全 等〕	10	1,214ha

10 県立三木山森林公園管理運営事業(定款第4条第1項第12号) [事業費：131,268千円]

県から指定管理(令和4～8年度)を受け、市街地に隣接した約81haの自然豊かな森林公園において、県民の文化・レクリエーション活動、森林環境学習の場として、人と森林とのふれあいを深める取組を推進する。

また、生物多様性を育む公園として、草原や水辺(湿地)環境の維持保全等に取り組む。

このため、「人と森林との共生」を実現する魅力ある公園をめざして、屋内外施設の適正な管理運営、三木市から天然記念物の指定(令和5年4月21日)を受けた「コバノミツバツツジ群落」の希少性と価値を発信するなど、利用促進に向けた公園の情報や魅力の発信、体験イベント等を行う。

(1) 施設の概要

区 分	事 業 内 容
屋 内 施 設	音楽ホール、多目的ホール、展示ホール(森の風美術館)、森のクラフト館、研修館、茶室、レストラン等
屋 外 施 設	大芝生広場、イベント広場、森の小劇場、バーベキュー広場等

(2) 公園の利用促進に向けた取組

小学生等への森林環境学習、公園内の「みどころ」などの情報発信、多彩なイベント実施などにより、公園利用者が自然豊かな緑とふれあえる機会を提供する。

区 分	事 業 内 容
普 及 啓 発	- 産卵期のニホンアカガエルやモリアオガエルの観察など、体験型の森林環境学習 - 中学生、高校生を対象に、クリスマスリース材料集め、薪割り、ドングリ苗造りなどの森林整備体験等 - 樹木医による緑化相談、森林に関する図書や資料の情報収集等
情 報 発 信	- ホームページ、SNS、イベントチラシ、各種メディアによる情報発信 - 園内の「みどころ」情報の配信等

区 分	事 業 内 容
イベント等の企画・実施	・ しめ縄づくりや草木染め体験、秋のキノコ山探検、石窯でのパン焼き教室など、「学ぶ・遊ぶ・恵み」をコンセプトとしたイベント企画 ・ オリジナルの木工体験キットのほか、公園内の伐採竹木を利用した竹細工や薪等の販売 ・ 音楽コンサート、落語会、茶会等の実施

(3) 生物多様性を育む森林づくり

大径木化した森林の若返りを目指して高齢木の間伐等を実施するとともに、来園者の安全確保のためのナラ枯れ被害木伐採を行い、適切な管理に努める。

併せて、継続的に実施しているチョウ・鳥・カエル類の棲息調査等の結果を活用し、植物や野鳥等の生息環境の適切な保全・管理を行うなど、生物多様性を育む森林づくりを推進する。

区 分	事 業 内 容
森 林 管 理	下刈、除間伐等の林相整備、枯死木の伐採、竹林整備等
生物多様性保全	ススキ・チガヤ草原の下刈り 水辺(湿地植物等)の維持管理
緑 地 管 理	植栽木:中高木・低木の剪定・施肥等 芝 生:芝刈り・目土・エアレーション等 花 壇:プランター等の花苗植替

1 1 次世代施設園芸モデル団地事業（定款第4条第1項第13号）〔事業費：8,128千円〕

国及び県の補助金を活用して加西市に整備した「ひょうご次世代施設園芸モデル団地」の適切な管理、運営を行うため、兵庫県次世代施設園芸モデル団地運営協議会の方針のもと、県・地元市等と協力して、その施設を活用して事業を行う（株）兵庫ネクストファームに施設を貸し付ける賃貸事業を実施する。

区 分	事 業 内 容
事 業 地	加西市鶉野町・野条町（約8ha）
貸 付 施 設	・ フェンロー型温室（約0.89ha × 4棟 / 計3.6ha） ・ 統合環境制御設備 ・ 加温施設（木質バイオマスボイラー等） ・ 集出荷施設 等
貸 付 先 (施設運営主体)	(株) 兵庫ネクストファーム
貸 付 期 間	平成27年8月1日～令和17年8月31日

（注）収益事業等（次世代施設園芸モデル団地事業）で実施

